

主 文

被告人の勾留はその必要がなくなつたので、これを取消す。

昭和五七年一月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	本	山	亨
裁判官	団	藤	重
裁判官	藤	崎	萬
裁判官	中	村	治
裁判官	谷	口	正